

平 28.10.25  
総 5 - 2

# 説明資料

## 〔個人住民税②〕

平成28年10月25日(火)

総務省

# 目 次

1. 前回までの総会でいただいた主なご意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 働き方の多様化を踏まえた諸控除の見直し及び  
老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築・・・・・・・・・・ 3

# 1. 前回までの総会でいただいた 主なご意見

## 前回までの総会でいただいた主なご意見（個人住民税関係）

### （個人所得課税改革全体について）

- 個人住民税も今回の税制改革の影響を受ける。個人住民税は比例税率のため、調整の余地が少なく、所得税に比べ税収中立の達成が難しいのではないか。
- 今般の改革においても、地域における社会的なセーフティネットを提供する地方団体の財源を適切に確保するとの観点が重要であり、個人住民税についても税収中立の方針を堅持すべき。
- 個人住民税は、比例税率化により応益課税としての性格が明確になっており、広く薄く課税する基幹税としての役割を果たすことが求められる。控除のあり方の見直しにあたっては、個人住民税の役割や性格を踏まえた検討が必要。
- 所得税の使命が再分配機能の強化、個人住民税の役割が応益課税であるとすれば、所得税と個人住民税の控除の間でこうした違いに応じた整理を行うことも考えられるのではないか。

## 2. 働き方の多様化を踏まえた諸控除の見直し 及び

老後の生活に備えるための自助努力を  
支援する公平な制度の構築

# 個人住民税(所得割)の構造(イメージ)

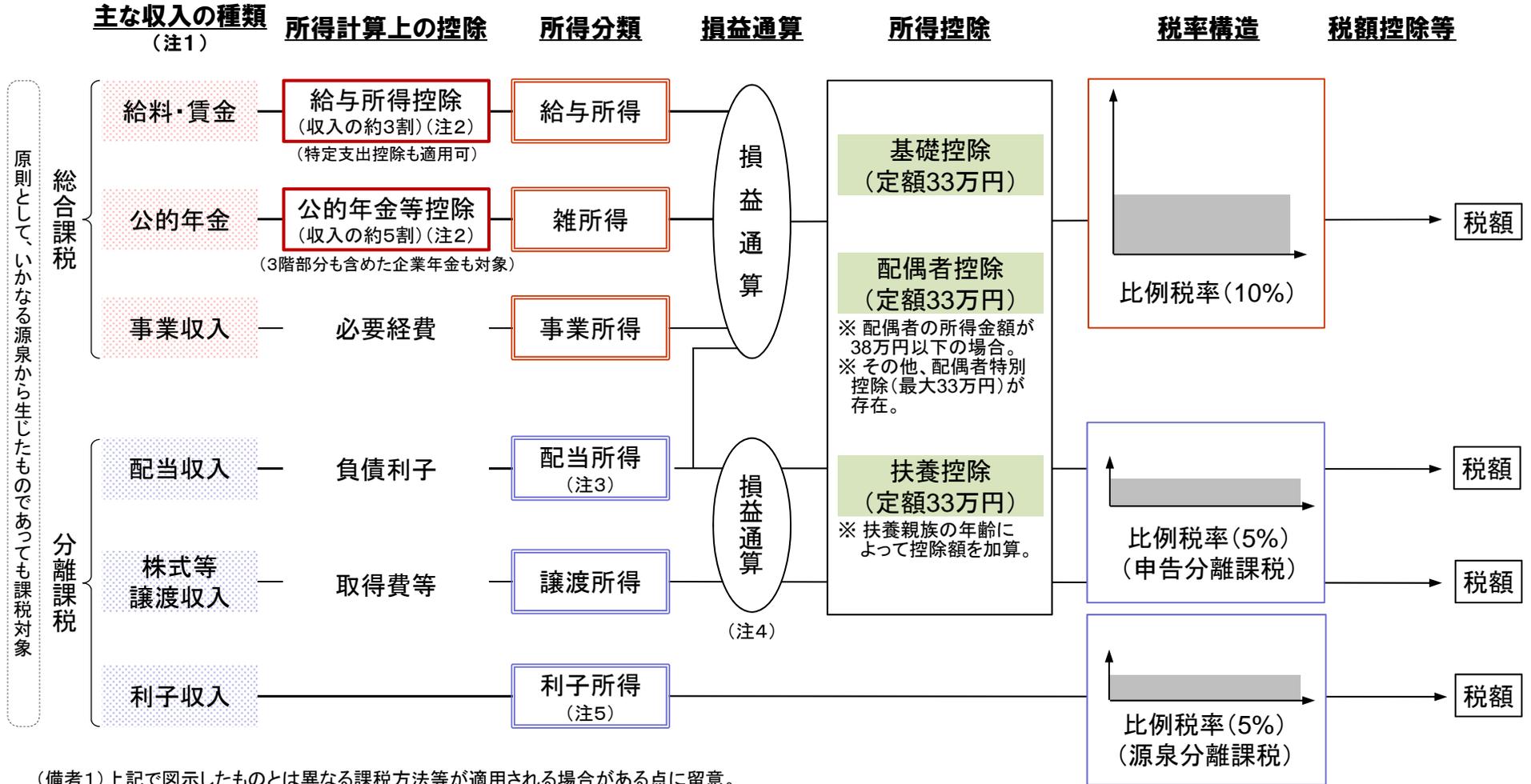
## 個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 総合課税及び分離課税ともに比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可。また、損失額は他の所得金額と通算不可。

(注4) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

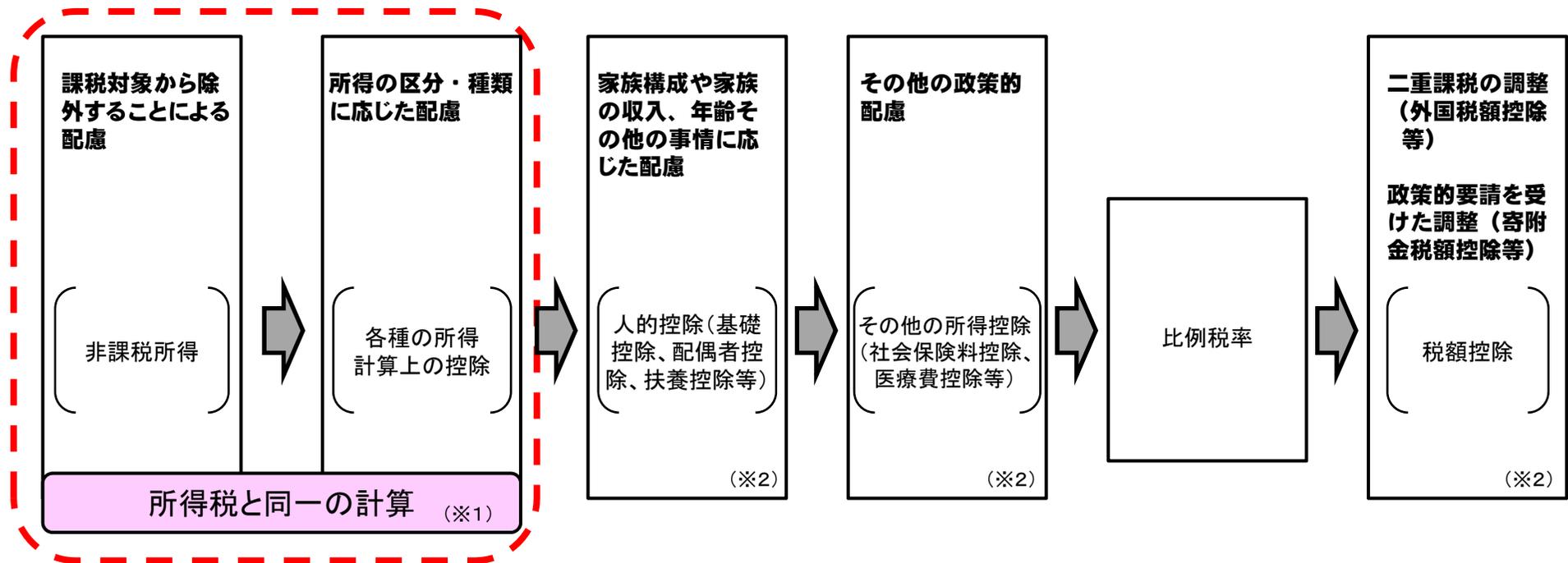
(注5) 平成28年1月1日以後、「特定公社債等の利子所得」は5%の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

# 個人住民税の課税標準の計算

○ 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、地方税法上特段の規定を置かない限り、所得税において非課税とされた所得は、個人住民税においても非課税となり、給与所得控除や公的年金等控除等の所得計算上の控除は、所得税と同一の計算となっている。

<非課税所得となる制度の例>

- ・ 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（障害者等マル優）
- ・ 障害者等の少額公債の利子の非課税（障害者等特別マル優）
- ・ 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税
- ・ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税
- ・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（NISA）
- ・ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（ジュニアNISA）



(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

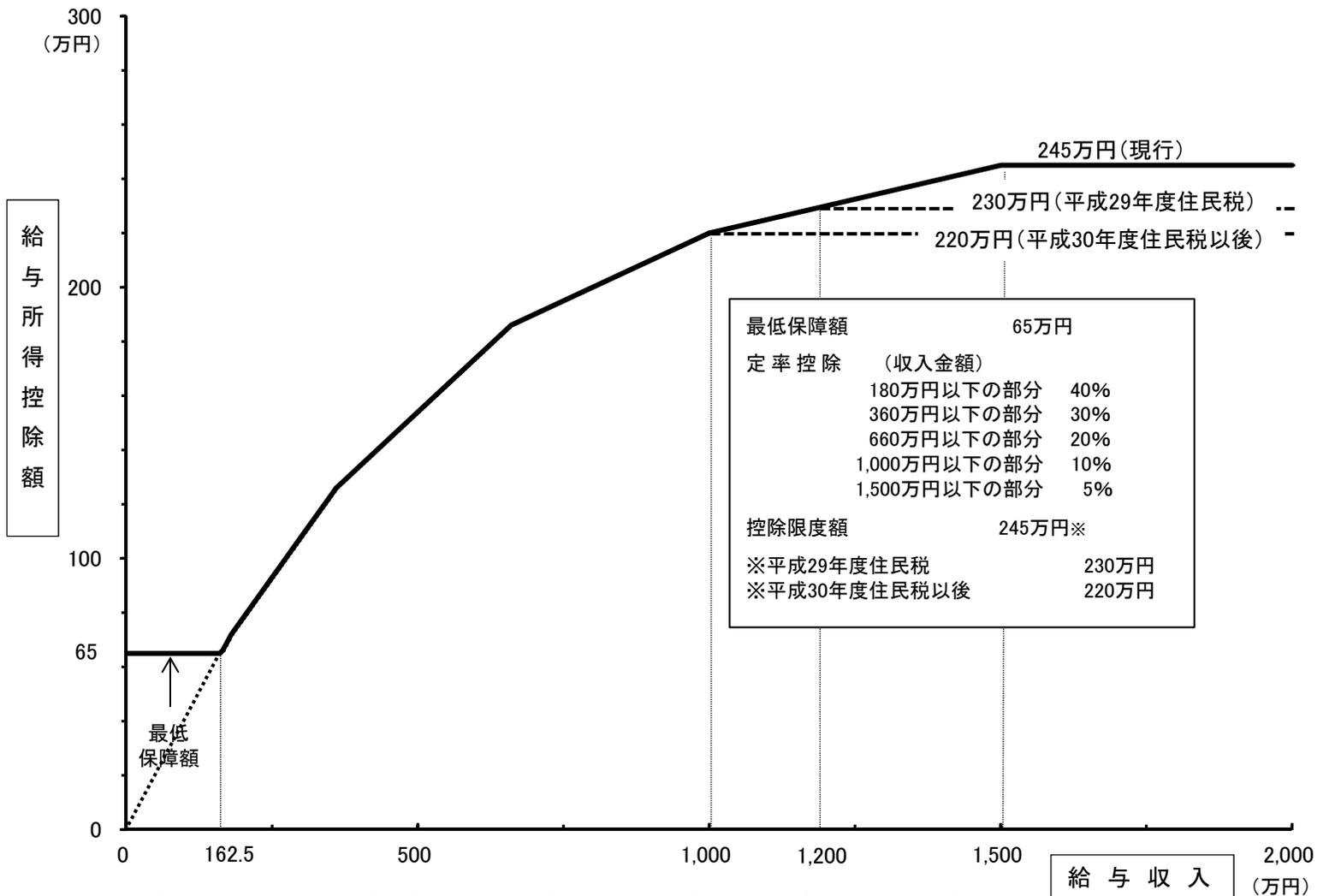
(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

## 給与所得控除制度の概要(個人住民税)

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増(給与収入1,500万円超の場合、上限(245万円)あり)。
- 給与総額の約3割・60兆円が控除されている。

○給与所得控除額の例【現行】

給与収入金額	給与所得控除額
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円	220万円
1,500万円	245万円



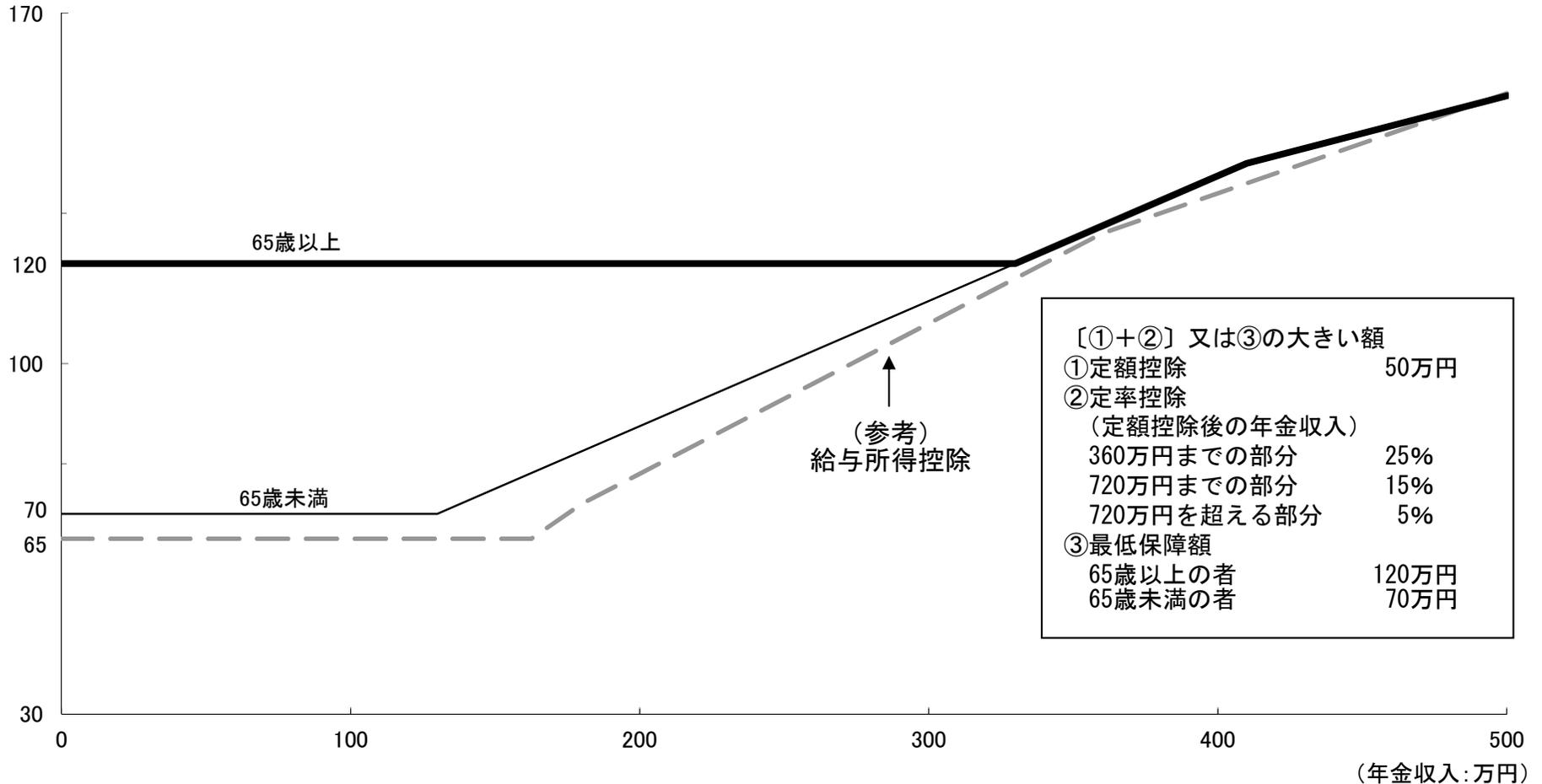
(参考) 給与総額は212兆円程度、給与所得控除総額は62兆円程度、給与総額に対する給与所得控除総額の割合は30%程度

# 公的年金等控除制度の概要（個人住民税）

○ 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）

- ・ 国民年金
- ・ 厚生年金
- ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

（控除額：万円）



## 基礎控除の沿革

- 基礎控除は、昭和25年度の個人住民税創設時(シャウプ勧告)に、所得税の計算の例によるものとして導入された。
- 昭和37年度より、個人住民税独自の所得控除として創設され、基本的に所得税における基礎控除額の引上げ等を踏まえて、以下のように、控除額の引上げが行われてきた。
- 個人住民税における基礎控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除額を所得税よりも低く設定。

(単位：万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和 37	9	10
38	//	11
39	//	12
40	//	13
41	10	14
42	//	15
43	11	16
44	12	17
45	13	18
46	14	20
47	15	//
48	16	21

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和 49	18	24
50~51	19	26
52~53	20	29
54	21	//
55~57	22	//
58	//	30
59~62	26	33
63	28	//
平成 元	//	35
2	30	//
3~6	31	//
7~	33	38

# 個人住民税(所得割)に係る課税最低限(単身)の内訳の推移

